

大和市告示第68号

大和市冠水監視カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市冠水監視カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市冠水監視カメラの設置及び管理運用に関する要綱（平成29年大和市告示第85号）の一部を次のように改正する。

別表中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次のように加える。

2	市道深見128号（大和市深見字要石3164番4）	1台
---	--------------------------	----

別表中第6号の次に次のように加える。

7	市道上和田305号（大和市上和田字下毛町3360番1）	1台
---	-----------------------------	----

別表中第8号の次に次のように加える。

9	市道下福田71号（大和市福田字甲六ノ区1407番2）	1台
---	----------------------------	----

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。